解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月二十五日開催の社員総会の決議により、平成二十五年十一月二十八日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年十二月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十二月十四日

大分県大分市府内町三丁目五番七号

社団法人大分県漁協組織強化推進協議会

代表清算人　山本　勇

配当公告

東京都港区芝四丁目一一番三号

破産者　一般財団法人日本ライフ協会

右の者に対する大阪地方裁判所平成二十八年（フ）第一七二〇号破産事件の第一回中間配当の未払分及び第二回中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、〇八五、四二八、一六二円

一、配当することのできる金額

金六〇、九八三、六四〇円

（うち第一回配当未払金額

金六、七一二、七八〇円）

平成二十九年十二月十四日

大阪市中央区北浜二丁目六番一八号淀屋橋スクエア一二階　破産管財人　森　恵一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県石巻市門脇町四丁目五番、最後の住所宮城県石巻市蛇田字新沼田九五番地市営新西前沼第一復興住宅B―三〇三号

被相続人　亡　中里　洋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十四日

宮城県石巻市穀町一二番一八号石巻駅前ビル二階いしのまき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　前田　拓馬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県横手市十文字町腕越字佐吉開九〇番地六、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　阿部　努

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十四日

秋田県横手市中央町六番二六号GOビル二階　相続財産管理人　弁護士　外山奈央子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県龍ケ崎市馴馬町六一七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　坂本　忠之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十四日

茨城県土浦市文京町一番九号吉原ビル二階

相続財産管理人　弁護士　竹若栄吾郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県龍ケ崎市馴馬町六一七番地、最後の住所茨城県龍ケ崎市馴柴町八五四番地

被相続人　亡　坂本　和也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十四日

茨城県土浦市文京町一番九号吉原ビル二階

相続財産管理人　弁護士　竹若栄吾郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区京島一丁目二〇六番地、最後の住所埼玉県草加市新栄町一〇〇〇番地新栄町団地二―二―一〇五

被相続人　亡　白川　順

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十四日

埼玉県越谷市南越谷四丁目二番地二エクレシア法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小宮　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県邑楽郡大泉町仙石一丁目三一三番地、最後の住所埼玉県児玉郡神川町大字植竹五〇七番地一　アツミハイツ八号

被相続人　亡　塚原　央次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十四日

埼玉県熊谷市筑波二―二〇木村ビル三階

星川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田　裕樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区千住旭町三一番、最後の住所東京都足立区千住旭町三一番二―六〇八号北千住スカイハイツ

被相続人　亡　杉山久美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十四日

東京都中央区銀座一丁目九番五号池田ビル四階野澤渉法律事務所

相続財産管理人　弁護士　野澤　渉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区赤坂四丁目九八番地、最後の住所不明　被相続人　亡　上前　律子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十四日

東京都台東区池之端二丁目一番四二―三〇一号平野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　平野　大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県芳賀郡益子町大字上山五〇番地、最後の住所横浜市都筑区荏田南三丁目四番六号カサベルデ大久保A―一〇一宗村方

被相続人　亡　大関　一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十四日

横浜市中区本町二丁目一九番地弁護士ビル六階

相続財産管理人　弁護士　堀口憲治郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市港北区下田町四丁目五二四番地七、最後の住所横浜市港北区下田町四丁目九番二三号　被相続人　亡　菅沼　範夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十四日

横浜市中区尾上町三丁目三五番地横浜第一有楽ビル五階

相続財産管理人　弁護士　村松　雄太

第33期決算公告　平成29年12月14日

栃木県宇都宮市東宿郷4丁目1番17号相生ビル

株式会社ピノキオ薬局

代表取締役　田中　友和

貸借対照表の要旨（平成29年9月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	4,582
	固定資産	1,041
	合計	5,622
負債及び純資産の部	流動負債	1,916
	固定負債	138
	株主資本	3,569
	資本金	20
	利益剰余金	3,549
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	3,544
	（うち当期純損失）	（616）
	合計	5,622